



埼玉県報

第 2872 号
平成 29 年(2017 年)
2 月 7 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立申請に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 認定液化石油ガス販売事業者（化学保安課）
- 埼玉県生活環境保全条例第 76 条の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の改正（水環境課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく業務停止処分の公告（建築安全課）
- ファイル暗号化システムの賃貸借に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示の一部改正（運転免許試験課）

告 示

埼玉県告示第百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人らいせんすアジア
- 三 代表者の氏名
新沼 夏美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市笠幡千三百十二番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、各種の資格、技術を目指し努力する不特定の者に無償で講義の提供をし、ビジネスに大きく羽ばたき、数多くの者が就職し、社会、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百七十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の者を認定液化石油ガス販売事業者として認定したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上田清司

住所	氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名	認定年月日
東京都北区岩淵町 三十九番二十三号	株式会社エクシング 代表取締役 稲葉 明弘	平成二十九年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第百八十号

平成二十五年埼玉県告示第四百四十号（土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一の二(ロ)ア(ア)の表のトリクロロエチレンの項及びテトラクロロエチレンの項中「及びシスー1,2ージクロロエチレン」を「、シスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン」に改め、同項の次に次のように加える。

1,1ージクロロエチレン	クロロエチレン
シスー1,2ージクロロエチレン	クロロエチレン

第一の二(ロ)ア(ア)の表の「1,1ートリクロロエタンの項中「1,1ージクロロエチレン」の次に「及びクロロエチレン」を加え、同表の「1,1ートリクロロエタンの項中「及びシスー1,2ージクロロエチレン」を「、シスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン」に改める。

第一の二(ロ)ア(ウ)の表の特定有害物質の種類「及びベンゼン」を「、ベンゼン及びクロロエチレン」に改める。

第一の二(ロ)イの表を次のように改める。

トリクロロエチレン	1,1ージクロロエチレン、シスー1,2ージクロロエチレン、トランスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1,1ージクロロエチレン、シスー1,2ージクロロエチレン、トランスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン
1,1ージクロロエチレン	クロロエチレン
シスー1,2ージクロロエチレン	トランスー1,2ージクロロエチレン及びクロロエチレン
1,1,1ートリクロロエタン	1,1ージクロロエチレン及びクロロエチレン

1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
----------------	---

別表第一のふっ素及びその化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム
---------	---------------------------

告 示

埼玉県告示第百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ八潮

埼玉県八潮市大字大瀬字稗田八百二十二―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努め、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

二 縦覧期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年三月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ深谷

埼玉県深谷市東方町三丁目三十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計三者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年六月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年六月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

広瀬ショッピングセンター

埼玉県熊谷市広瀬字不二ノ腰百三十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 広瀬ショッピングセンター

埼玉県熊谷市大字広瀬字不二ノ腰百三十一番外

（変更後） 広瀬ショッピングセンター

埼玉県熊谷市広瀬字不二ノ腰百三十一番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計二者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年六月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年六月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊谷上之ショッピングプラザ

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）熊谷上之ショッピングプラザ

埼玉県熊谷市大字上之二千百三十八番地一外

（変更後）熊谷上之ショッピングプラザ

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計四者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年六月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年六月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク砂田店

埼玉県東松山市砂田町十六―七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計三者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年六月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月七日から平成二十九年六月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百八十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埼玉県飯能市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯能市（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第百八十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十九年二月二日付けで、次のとおり処分した。

平成二十九年二月七日

埼玉県知事 上田清司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
有限会社 オークリ エイト	大川内叔久	埼玉県三郷市 三郷二丁目二 番地十九サク セスビル三〇 二	三十日間の業務の全部停 止

告 示

埼玉県病院事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年二月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量
ファイル暗号化システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 埼玉県立がんセンター
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 780
 - (2) 埼玉県立小児医療センター
埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 12 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所
興銀リース株式会社 首都圏営業第二部
埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目 96 番 1
- 5 落札金額
56,884,680 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 10 月 28 日

告 示

埼玉県公安委員会告示第19号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成29年3月12日から施行する。

平成29年2月7日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

別表中	運転免許申請書	(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除される者が運転免許を申請するとき。	を
	技能検査申請書		
	限定解除審査申請書		

運転免許、技能検査及び限定解除審査申請書	(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除又はそれらの一部を免除される者が運転免許を申請するとき。	に、
----------------------	--	----

道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。	火曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	を
---	---	---

(1) 道路交通法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
(2) 前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。	

<p>道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。</p>	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
<p>道路交通法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。</p>	
<p>前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。</p>	

に改める。